

「一般国道40号天塩町雄信内防雪林の植栽管理」に関する協定

ボランティア・サポート・プログラム

橋緑会（以下「実施団体」という。）と天塩町長（以下「天塩町」という。）及び国土交通省北海道開発局留萌開発建設部長（以下「留萌開発建設部」という。）は、一般国道40号天塩町雄信内防雪林内の植栽管理について次のとおり協定を交わすものとする。

（目 的）

第1条 「ボランティア・サポート・プログラム」とは、地域住民、企業等が実施団体となり、市町村及び道路管理者が協力して防雪林の植樹等の活動を行い、地域にふさわしい道づくりを進めることを目的とする。

（実施区域）

第2条 本協定に基づく管理を行う区間（以下「実施区間」という。）は次の区間とし、別途図のとおりとする。

路線名	一般国道40号
箇所	天塩町雄信内

（実施期間）

第3条 本協定に基づく管理を行う期間（以下「実施期間」という。）は、協定締結日から平成20年3月31日までとする。

なお、工事の実施やその他の事由により、実施期間中における本協定の内容の履行が困難となった場合には、当該実施期間について実施団体、天塩町及び留萌開発建設部の3者において別途協議する。

（責任分担）

第4条 1 実施団体は、雄信内防雪林において間引き、植樹及び除草を行う。  
2 天塩町は、実施団体及び留萌開発建設部との連絡調整を行う。  
3 留萌開発建設部は、防雪林育成に要する樹木を支給し、実施区域を明らかにするため、プログラムの愛称名、実施団体及び道路管理者を表示するサインボードを設置する。

（活動中の事故等）

第5条 実施団体による「ボランティア・サポート・プログラム」活動中の事故及び第三者との紛議については、実施団体の責任とする。

(協定の終了及び解除)

- 第6条 1 実施団体が協定期間中に協定の解除を申し出たとき、協定若しくはこれに基づく確認書に規定する責任を果たしていないとき又は実施団体としてふさわしくない  
と認められるときは、留萌開発建設部は協定を解除することができる。
- 2 実施期間が終了したとき又は協定が解除されたときは、留萌開発建設部は第4条  
の3に基づいて設置されたサインボードを撤去する。

(疑義の処理)

第7条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、3者が協議して定める。

以上、協定の証として本書3通を作成し、3者各々記名捺印し、各自1通を保有する。

平成17年 4月 18日

氏名 橋緑会代表

東谷 敏夫



氏名 天塩町長

本田 善彦



氏名 留萌開発建設部長

竹澤 謙

